

春夏秋冬

日本の基地の70%以上が沖縄県に集中する状況は現在も続き、米兵の沖縄住民への傷害・殺害事件また米軍機による住民・施設への被害は後を絶たない。基地が存在することによる恐怖と不安が沖縄に押し付けられていく状況を本土はどう見るか。差別は「屈辱の日」から続いている。

3月9日、衆院憲法審査会が開催された。日本維新の会と国民民主党は改憲に向けて月内にも緊急事態案文書を取りまとめる意向を伝え、改憲への意欲を示した。改憲には国会で衆参両議院の総議決の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とする。簡単ではない。しかし、今回の改憲政変の動きは軽視できない。立憲民主党が「緊急事態案項を設けるまでもなく、現在の制度でかゝることのできる」と主張し、共産党は「緊急事態」と称して政府に権力を集中させ、国民の権利制限を強化しようとしている」と批判した。旧統一協会と自民党で改憲案が一致している事実もあり、改憲が国

23・24年度 第1回 理事会報告 2023年4月8日

- 【報告事項】
・新型コロナウイルスへの対応では、患者トラブルを避けるために、マスク着用を促す窓口用ポスターを作成し、3月15日号に同封した。
・オンライン資格確認義務「不存在」確認訴訟について、東京保険医協会に賛同を決め、3月15日付・25日付機関紙で案内した。
・保険でより良い歯科医療を求める取り組みでは、ポケットティッシュの活用をファクスで呼びかけ、会員42人から7,000個の申し込みがあった。
【協議事項】
・大阪府知事・市長ダブル選挙について、カジノより命と暮らし、健康を位置付け、全会員への対話・支持訴え、募金を会員一人当たり421円、総額180万円を目標に取り組み。
・保険でより良い歯科医療の実現を求める活動について、5月理事会前に街頭宣伝に取り組む。
・各地区総会で選出された評議員の名簿に基づき、理事会で確認、理事長が委嘱を承認することなどを決めた。

22年度は、南河内地区内全市町村で子ども医療費助成制度年齢枠を18歳まで引き上げをめざす運動が実を結び、24年4月には実現の目途がついたことを報告。23年度は、カタシモワイナリー見学をはじめとする会員交流企画を旺盛に取り組んでいくことなどを決めた。社保講習会では、平尾清司氏(社保研究部部長)と藤井佐都樹氏(同部長・松原市開業)が補綴分野を中心に22年診療報酬改定を振り返って解説した。

医療法人を娘に承継することにしました。できれば出資持分を後継者に多く残したいのですが、注意点を教えてください。(60代・男性)
持分の定めのある医療法人では、経営者である理事長の交替だけでなく、所有に関わる出資持分の承継が問題となります。法人経営の安定のためには退社による持分払戻しを避けるため法人後継者である相続人に出資持分を集中させたいところですが、しかし、医療法人は医療法上配当が禁止されています。利益が蓄積されないため基本的には理事の交替で承継が完了し高騰化するため、円満に後継者に出資持分を集中

(弁護士・楠晋一)

「屈辱の日」と「憲法記念日」に歴史を振り返る

4月28日を沖縄では「屈辱の日」と呼ぶ。1952年のこの日、サンフランシスコ平和条約と日米安保条約が発効。当時、連合国軍の占領下にあった日本が条約発効により独立を果たす一方、沖縄などは日本から切り離された。沖縄は、1972年5月15日にアメリカから施政権を返還されるまで、日本国憲法の適用外とされた。

民目線で進められていないことは明らかだ。沖縄の「基地付き」本土復帰が決まる直前、琉球政府の屋良朝苗主席が「復帰措置に関する建議書」を日本政府に提出している。建議書で「平和憲法の下での基本的人権の保障」「地方自治の確立」「県民本位の経済開発」といった県民の願いは今も実現されていない。

長は、国の支給額引き下げの判断は「合理性がない」とは言えない」などと述べて、一審の原告勝訴の判決を取り消し、受給者の訴えを退けた。大阪府弁護士会長の和野信也弁護士は報告集会で、「結果は逆転敗訴。国のあらゆる主張に対して一定の合理性を認め、すべて適法としてしまっている。初期の地裁の敗訴判決に先祖返りした。高裁レベルでこの内容。非常にショックだが、亡くなった原告の方たちの思いもある。ここで終わるわけにはいかない。直ちに上告し最高裁で闘っていく」と引き続きの支援を呼びかけた。



抗議活動に参加する江原理事

維新への政治的配慮で、現政

生活保護基準引き下げ違憲訴訟は全国29都道府県で1000人を超える受給者が原告となり取り



組まれてきた。大阪で生活保護基準を最大10%引き下げた問題で、最低限度の生活を保障した憲法25条などに反するとして、受給者が国を相手取り闘ってきた裁判で大阪高裁は4月14日、原告敗訴の不当判決を言い渡した。全国では初めての2審判決となる。原告側は最高裁に上告する考えを示している。

2021年2月大阪地裁では、国の減額の算定方法について「誤りで、違法だ」と判断。生活保護基準の引き下げを取り消す判決が出され、その後全国の地裁で原告側の勝訴が続いていた。大阪では国側が控訴したため高裁での闘いとなったが、山田明大阪高裁裁判

南河内地区は3月25日、河内長野市内で地区総会と社保講習会を開き、22年度活動のまとめと地区役員改選をはじめとする23年度の予算・方針案を参加者全員で確認・採択した。地区責任者には中村新太郎氏(理事・富田林市開業)を、評議員には定数の5人を選出した。総会には10人が参加した。

出資者全員が出資持分を放棄することで持分の定めのない医療法人に移行することも考えられます。生前に放棄する場合は、法人に贈与税が課税されるのが原則ですが、認定医療法人の認定を受けて納税猶予額相当の担保を提供すれば贈与税の納税猶予・免除が受けられる場合があります。また、相続が発生しても相続税の申告期限までに認定医療法人と担保の問題をクリアすれば相続税の納税猶予・免除が受けられる場合があります。

ストップ カジノ 緊急街頭宣伝

江原政策部長が参加

4月14日、府知事選挙の結果を見計らっていたかのように、国土交通相は、大阪府と大阪市のカジノを含む統合型リゾート(RIR)について整備計画を認定した。当日、市民団体などが呼びかけ、大阪市内で街頭宣伝を実施。参加した政策部長の江原豊理事に思いを寄せてもらった。

権がまともではないことを自ら証明したと言えない。維新を解体しとどめを刺すまで闘いは終わらない。選挙結果を受け、数々の問題を指摘しながらも総理が大阪に日本初の民営博打場を作ることを認可した。維新への政治的配慮で、現政

生活保護基準引き下げ違憲訴訟は全国29都道府県で1000人を超える受給者が原告となり取り

組まれてきた。大阪で生活保護基準を最大10%引き下げた問題で、最低限度の生活を保障した憲法25条などに反するとして、受給者が国を相手取り闘ってきた裁判で大阪高裁は4月14日、原告敗訴の不当判決を言い渡した。全国では初めての2審判決となる。原告側は最高裁に上告する考えを示している。

三島地区は3月18日、高槻市内で総会を開き、2023年度の活動方針・予算案などを報告した。2024年度の診療報酬改定へ向け「保険でよい歯科」の運動を推進することなどを呼びかけた。

南河内地区は3月25日、河内長野市内で地区総会と社保講習会を開き、22年度活動のまとめと地区役員改選をはじめとする23年度の予算・方針案を参加者全員で確認・採択した。地区責任者には中村新太郎氏(理事・富田林市開業)を、評議員には定数の5人を選出した。総会には10人が参加した。

出資持分の承継は、役員退職金支出時や設備投資時等の持分評価額が下がる時期に合わせた承継が効果的です。生前の承継の場合、無償の場合は贈与税、有償の場合は譲渡税が問題となります。遺言での承継の場合は、後継者でない相続人に相続させる財産が少なく、後継者である相続人から遺留分侵害額請求がなされる危険があります。

医院経営

転ばぬ先の法律相談

第36回 医療法人の相続に関する注意点

出資持分の承継は、時期を見計らって効果的にも

出資持分の承継は、役員退職金支出時や設備投資時等の持分評価額が下がる時期に合わせた承継が効果的です。生前の承継の場合、無償の場合は贈与税、有償の場合は譲渡税が問題となります。遺言での承継の場合は、後継者でない相続人に相続させる財産が少なく、後継者である相続人から遺留分侵害額請求がなされる危険があります。